

平成27年12月16日

磯島取水場集砂池砂の売払い

標記について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

一般競争入札説明書（入札公告）

1 入札に付する事項

(1) 業務名称

磯島取水場集砂池砂売払い

(2) 引渡し場所

枚方市磯島北町40番1号（大阪広域水道企業団磯島取水場）

砂置場：屋外、磯島取水場内北側砂置場

場内道路：大型車の通行可

(3) 売払い数量

概数約525立方メートル

(4) 砂の材質（土質試験結果による。ただし、試験結果はサンプリングによる一部分の結果であり、砂の全量の材質を示すものではない。）

ア 粘土分（ $5\mu\text{m}$ 未満）及びシルト分（ $5\mu\text{m}\sim 75\mu\text{m}$ ） 2.3%

砂分（ $75\mu\text{m}\sim 2\text{mm}$ ） 76.0%

れき
礫分（ $2\text{mm}\sim 75\text{mm}$ ） 21.7%

イ 最大粒径 19.0mm

ウ 分類名 れき
礫質砂

エ コーン指数 1360.0 kN/m²

(5) 一社入札の取り扱い

有効にする。

(6) 引渡し時期及び搬出日

平成28年2月9日（火）～同年3月3日（木）の間

※契約の終期は平成28年3月10日（木）とする。

なお、搬出時間は午前9時から午後5時までとし、原則として土曜日、日曜日、祝日及び降雨時の搬出は不可とする。

(7) 搬出の条件

砂の搬出等の作業を実施するに当たっては、以下の条件を遵守しなければならない。

ア 砂の搬出は別途指示する期間で行うこととし、期間指示後速やかに使用する積込み機械種、搬出用のダンプトラックの使用台数、周辺環境の保全措置等を記載した搬出計画書及び通行の確保等の措置を記載した搬出計画書を作成、提出のうえ、承諾を受けること。

イ 購入者は、現場責任者を選定し本企業団に通知するものとし、場内作業期間は当該現場責任者を場内に常駐させること。

ウ 購入者は、搬出日に磯島取水場正門部、磯島取水場から府道京都守口線

- との交差点、及び磯島取水場裏門部に交通整理員を配置すること。
- エ 搬出日は搬出経路の散水による路面洗浄を行い粉塵対策を施すとともに、搬出後は砂置き場の整地、清掃等を行い本企業団の確認を受けること。
- オ その他別に定める村野浄水場共通仕様書を遵守すること。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人であること。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 大阪広域水道企業団の入札参加停止措置を受けている者又は大阪広域水道企業団の入札参加停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪広域水道企業団との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪広域水道企業団が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪広域水道企業団と契約を締結すること又は大阪広域水道企業団との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪広域水道企業団が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて大阪広域水道企業団との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(6) 大阪府の区域内にある者にあつては、府税に係る徴収金を完納している

こと。それ以外の者にあつては、所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

- (7) この公告の日から落札決定の日までの期間において、次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪広域水道企業団物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

3 入札参加申込書の提出期間、提出先、契約条項等を示す場所

(1) 期間

平成27年12月16日（水）から平成28年1月8日（金）まで（ただし、日曜日及び土曜日、平成27年12月23日、平成27年12月29日から平成28年1月1日以外の日）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 場所

枚方市村野高見台 7 番 2 号

(TEL (072)840-5266)

大阪広域水道企業団 事業管理部 村野浄水場 総務課

(3) 提出する書類

ア 平成27年度一般競争入札申込書

イ 平成27年度一般競争入札参加証

ウ 誓約書

エ 返信用封筒（定形封筒に392円の切手を貼付したもの）

(4) 提出方法

提出書類は、持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。

(5) 現場説明

ア 日 時 平成28年1月14日（木）午前10時30分～午後4時00分（随時）

イ 場 所 大阪広域水道企業団 磯島取水場

枚方市磯島北町 4 0 番 1 号

現場説明を希望する者は、現場説明の前日までに事前に申し出ること。

また、砂の引渡しは、現状のままで行うので、できる限り参加すること。

なお、現場説明を希望する者がいない場合は、中止する場合がある。

ウ 連絡先 大阪広域水道企業団 事業管理部 村野浄水場 総務課

(TEL (072)840-5266)

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

平成28年1月21日（木）午前10時00分

(2) 場所

枚方市村野高見台 7 番 2 号

大阪広域水道企業団 村野浄水場 第 1 ・ 2 会議室

(3) その他

ア 入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を持参し、提出すること。

ウ 入札書に記載する金額は、砂 1 立方メートル当たりの額とする。

エ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札回数は、3回までとする。

5 その他

(1) 入札保証金

入札参加者は契約希望金額（売買金額）の100分の2以上の入札保証金を納めなければならない。（契約希望金額（売買金額）は契約単価に予定数量500m³を乗じた額に100分の108（消費税上乗せ相当分）を乗じた額とする。）

また、契約者が契約を締結しない場合は、違約金として契約希望金額（売買金額）の100分の2の金額を徴収する。

(2) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本企業団により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。

ただし、落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 契約保証金

落札者は、当該契約を締結するにあたり契約希望金額（売買金額）の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、大阪広域水道企業団事業管理部村野浄水場長を被保険者とした履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険証書を大阪広域水道企業団に寄託した場合は、契約保証金を免除する。

(6) 入札参加者は、一般競争入札心得、一般競争入札説明書、契約書案及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

(7) 砂売払い数量の確定方法

砂の販売数量は搬出前に砂置場において本企業団と購入者で立会の上、台形盛りした辺長、高さの計測を行い全体量で確定するものとする。